

文化財の継承に向けて

県教育庁文化財課長

大 西 治 郎



昨年6月、文化財保護法が改正された。過疎化や少子化・高齢化を背景に文化財の継承の担い手が不足し、文化財の滅失などが喫緊の課題となる中、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくためという。これまで保存を最重視してきた文化財保護行政において、活用の視点を全面的に打ち出すという一つの転換期を迎えたように思われた。

こうした中、県内の主要な観光地を見れば、倉敷美観地区をはじめ、岡山後楽園・岡山城周辺や吉備路など、その中核では既に文化財が存在感を発揮しているではないか。素材としての文化財は、これまでもこれからも地域・観光振興のキーコンテンツとしての可能性を大いに秘めたものであり、その活用が図られてきたからこそ、地域を特徴づけるものとして異彩を放ち続けている。ただし、観光地としての地位は無条件に与えられたものではなく、地域の歴史や風土の中で、時代の変遷とともに押し寄せる滅失等のおそれに対して、先人たちが伝統と革新の相克の中で知恵を出し合い、文化財を磨き上げる不断の努力

があつたからこそである。

仕事柄様々な場面で文化財の継承等に取り組んでいる方々にお話を聞く機会をいただくが、どの方も、継承の困難さを実感し、相当の危機感を抱きながらも、何としても次代へ渡していく、絶やしてはいけないという強い思いを話してくれる。この覚悟にも近い思いは、子どもの頃から文化財に親しむ経験を幾度となく積み重ねてきた結果、文化財が自身の価値観の中にしつかり根を下ろし、文化財を地域ひいては自身の誇りとしているからではないだろうか。だからこそ、その思いが継承という大きな山をも乗り越えられる原動力になり得るのであろう。

さて、文化財の継承に向けて、国による制度設計は終わり、地方の出番がやって来た。不易と流行を十分に見極めつつ文化財保護行政を推進していくとともに、県教育委員会の一員として、何より子どもたちが当たり前に文化財に親しめる環境づくりを進められるよう、及ばずながら一翼を担うことができれば有り難い。そのことが、文化財継承への熱い思いを育むことにつながるものと信じて。